

北上市告示甲第132号

令和7年度北上市畜産農家経営継続支援給付金交付事業実施要綱を次のように定め、令和7年7月1日から適用する。

令和7年7月14日

北上市長 八重樫 浩 文

令和7年度北上市畜産農家経営継続支援給付金交付事業実施要綱

(目的)

第1 この告示は、飼料価格の高騰の影響を受ける畜産農家に対し、予算の範囲内で令和7年度北上市畜産農家経営継続支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することにより、畜産経営の継続に資することを目的とする。

(給付対象者)

第2 給付金の交付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、市内において家畜を飼養する畜産経営体（法人を含む。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 肉用牛又は乳用牛を飼養していること。
- (2) 次に掲げる制度のいずれかに加入していること。

ア 肉用牛肥育経営安定交付金制度

イ 肉用牛子牛生産者補給金制度

ウ 配合飼料価格安定制度

(給付金の額)

第3 給付金の額は、給付対象者が令和7年7月1日（以下「基準日」という。）現在、市内において飼養する家畜について、次の表の左欄に掲げる家畜の種類に応じて同表右欄に定める給付単価に当該家畜の頭数を乗じて得た額の合計額とする。

家畜の種類	給付単価
肉用牛（7か月齢以上）	12,000円
乳用牛（7か月齢以上）	15,000円
乳用牛（6か月齢以下）	5,000円

(給付金の交付申請等)

第4 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに、令和7年度北上市畜産農家経営継続支援給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 第2第2号に掲げる制度に加入していることがわかる書類。ただし、基準日に

において飼養している子牛がいない繁殖農家にあっては、基準日から過去3年以内に同号イに掲げる制度に加入していた実績がわかる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(給付金の交付決定等)

第5 市長は、第4の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、給付金の交付を決定し、令和7年度北上市畜産農家経営継続支援給付金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定通知書により申請者に通知した場合は、当該交付決定した日に申請者から給付金の請求があったものとみなして、給付金を交付するものとする。

(給付金の取消し等)

第6 市長は、給付金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、給付金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他の不正の手段により、給付金の交付を受けたとき。

(2) 給付金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令等又はこの告示に違反したとき。

(3) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により給付金の交付決定を取り消したときは、その取消しにかかる給付金について、期限を定めて返還を求めるものとする。

(補則)

第7 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

様式第 1 号（第 4 関係）

年 月 日

北上市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

電話番号

令和 7 年度北上市畜産農家経営継続支援給付金交付申請書兼請求書

令和 7 年度北上市畜産農家経営継続支援給付金の交付を受けたいので、令和 7 年度北上市畜産農家経営継続支援給付金交付事業実施要綱第 4 の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

1 交付申請額兼請求額 円

2 家畜飼養頭数（令和 7 年 7 月 1 日時点）

家畜種類	給付単価	申請頭数
肉用牛（7 か月齢以上）	12,000円	頭
乳用牛（7 か月齢以上）	15,000円	頭
乳用牛（6 か月齢以下）	5,000円	頭

様式第 2 号（第 5 関係）

北上市指令 第 号

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

令和 7 年度北上市畜産農家経営継続支援給付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和 7 年度北上市畜産農家経営継続支援給付金について、令和 7 年度北上市畜産農家経営継続支援給付金交付事業実施要綱第 5 の規定により、 円を交付することに決定したので、通知します。

年 月 日

北上市長

